改正概要説明書	
国名：アイルランド	法令名：商標法
改正情報：2019 年 12 月 2 日改正	
改正概要： 1. S.I. No.561/2018 - European Union (Trade Marks) Regulations 2018(2018 年 12 月 28 日施行)により，団体標章規程が改正された(第 54 条，第 55 条)。 2. Copyright and Other Intellectual Property Law Provisions Act 2019 No. 19 of 2019 の施行(2019 年 12 月 2 日)に伴う改正(第 85 条，第 92 条，第 93 条，第 94 条，第 96 条，第 97 条)。 3. 著作権法及び特許法と共に，違反の罰金が変更された(第 85 条，第 92 条，第 93 条，第 94 条，第 97 条)。 4. S.I. No.47/2016 - European Communities (Trade Mark Agents) Regulations 2016(2016 年 2 月 5 日施行)により商標代理人の登録要件が明確化された(第 86 条)。	
改正内容： **・第 54 条，第 55 条** (1A)が正しい条文に移動した。(旧法の誤記訂正) **・第 85 条，第 92 条，第 93 条，第 94 条，第 97 条** 罰金の内容が変更された。 **・第 86 条** 商標代理人の登録要件が明確化された。 **・第 96 条** 廃止された。	